



# 生徒指導部だより

第 10 号  
令和5年2月  
秋田県立十和田高等学校  
生徒指導部 発行

## ★18歳成年について★

民法が改正され、2022年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に変わりました。現在の2年生は来年度、1年生は2024年度に誕生日が来ると成年になります。今回の生徒指導部だよりでは、成年になることで何が変わるのか考えてみたいと思います。

## 成年に達すると何が変わる？

民法が定めている成年年齢は、「一人で契約をすることができる年齢」という意味と、「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになるということです。

未成年者の場合、契約には親の同意が必要です。もし、親の同意を得ずに契約した場合には、民法で定められた「未成年者取消権」によって、その契約を取り消すことができます。この未成年者取消権は、未成年者を保護するためのもので、未成年者の消費者被害を抑止する役割を果たしています。

成年に達すると、契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

契約には様々なルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます。

そうした消費者トラブルに遭わないためには、未成年のうちから、契約に関する知識を学び、様々なルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身につけておくことが重要です。

また、消費者トラブルに巻き込まれた場合や困ったことが起きてしまった場合の相談窓口として、**消費者ホットライン「188(いやや)！」**が設置されています。困ったとき、おかしいなと思ったときにはしっかり相談ができることも大事です。【以上、政府広報オンラインより抜粋】



### 18歳(成年)になったらできること

- ◆親の同意がなくても契約できる
    - ・携帯電話の契約
    - ・ローンを組む
    - ・クレジットカードをつくる
    - ・一人暮らしの部屋を借りる など
  - ◆10年有効のパスポートを取得する
  - ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
  - ◆結婚
    - 女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
  - ◆性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる
- ※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能

### 20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- ◆飲酒をする
- ◆喫煙をする
- ◆競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券(馬券など)を買う
- ◆養子を迎える
- ◆大型・中型自動車運転免許の取得



18歳成年になることでのリスクを紹介しましたが、この法改正は18歳を「自分の意思で自立した生活へと踏み出せる年齢」、「自分の家族を持つことができる年齢」として捉えるようになり、18歳からの社会参画を大いに認める法改正と云えます。身のまわりの出来事に対する知識や対処の仕方などを学ぶことはもちろん、周りの大人の意見や助言を積極的に求めることで、様々なリスクに臆することなく自分のやりたいことに挑戦できると思います。ぜひ、高校生の今から質問や相談ができる人を目指しましょう。

## 大人ってどんな人??

法律上は18歳以上を成年として扱っていますが、世間の認識で「大人」とはどのような人をイメージしているのでしょうか。次の表は平成25年10月に行われた「民法の成年年齢に関する世論調査（複数回答あり）」の一部抜粋です。

順位	イメージする大人の条件	割合 (%)
第1位	自分がしたことについて自分で責任がとれること	72.8
第2位	自分自身で判断する能力を身につけること	70.9
第3位	精神的に成熟をすること	69.4
第4位	社会人として最低限の学力・知識を身につけること	63.9
第5位	経済的に自立すること	52.3
第6位	社会に出て働くこと	39.3
第7位	肉体的に成熟をすること	26.1
第8位	結婚をすること	13.8
第9位	子どもをもつこと	11.7
第10位	一人暮らしをすること	8.9

**成年になると、次のような場面が想定されます！**

### ○大人になった友達に危険な頼みごと！?

コレほしいけど、親バレしたくない——買い物の時にそう思った未成年の高校生の代わりに、友達の「成年高校生」が購入する。先に述べたように、成年者は契約する際に保護者の同意を必要としません。従って、成年になった高校生が、同学年の未成年者からこのような頼まれごとをされるケースも想定されます。しかし、成年者が結んだ契約は、たとえお父さんやお母さんであっても後から取り消すことができないので要注意です。

### ○自分の名前を勝手に使われたら・・・。

ある日B子の元に身に覚えのない支払いの請求書が届いた。中身は美容室のサブスクリプションの請求書で、金額は月に5,000円。

翌日、B子の友達から「この前サブスクの美容室を見つけて、知人一人と共同で使えて、学割もあるって話だったから、B子の名前でとりあえず入会しちゃった。私はもう働いちゃってるけど、B子はまだ学生でしょ。お金は後で折半ってことで、いっしょに使おう！」とメールが来た。

いくら親しい友人でも、勝手に名前が使われた上に請求書まで届いてB子は怒り爆発。さて、B子は支払いをしなくてはならないのでしょうか？

→ 実は、本人が望んでもいない、知りもしないところで勝手に名前が使われて契約が結ばれたようなときは、その支払いをする義務は基本的には生じません。

ただし、いったん支払いをしてしまったり、名前を勝手に使われたことを知っていながら放置してしまったりすると、「自分はコレについては支払います」と認めたことになってしまう可能性があり、支払いの義務が生じてしまうことがあるので注意が必要です。

この場合は、美容室にはっきりと「私は勝手に名前が使われただけで、支払いはしません」と伝えておくことが大切です。

【以上「大人になるってどういうこと？みんなで考えよう18歳成人」神内 聡 著 より一部抜粋】

※この書籍は図書館にあります。面白いのでぜひ借りて読んでみましょう！！